

第2回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 卷坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
6. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第 3号 農地改良の受理の報告について
 - 日程第 4 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第 5 報告第 5号 農地法第4条の規定による許可申請取り下げについて
 - 日程第 6 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第 7 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第 8 議案第 8号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

連日の暑さで、暑いという言葉さえ発するのも嫌になるような猛暑日が続いております。このまま続くと水稻を始めとした農作物に被害が出ないのか、また畜産の方にも大変なようで、熱中症の子牛が多いので、大変な状況だと思っているところであります。今日は総会に続いて、午後から農地パトロールということで、1日となりますが、初めての方もおられると思います。自分の管理するエリアを一回農地として見て頂くことになっていきますので、新たなところが見つかるのかなと思います。

今月の 22 日、農業新聞にもありましたが、来年 4 月に相続登記の義務化があるということで、日本全国で所有者不明が 42%あると、西高東低で、東北北海道に関して、農業の産地であることから、パーセンテージは高くないんですが、西の方が多く、所有者不明があるということだそうです。来年 4 月の相続登記義務化が課せられるわけですが、飯豊町でもこれを聞いた人が、農地を手放したいと、山林含めてですが、山間地で多く見られるようです。どっちにしても、暑い日でありますので、十分な水分を取りながら農地パトロールをして頂きたいと思います。

それでは、ただいまより第 2 回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」運営内規第 8 条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第 5 「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日 1 日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 3 号「農地改良の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地改良の受理の報告がありましたので、報告致します。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字西上代一 109-2	
	地目地積	田 1 筆で 396 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字落合二 2204-2	
	地目地積	田 1 筆で 847 m ²	

1 番の申請地は飯豊町役場から南東へ約 3.2 キロの位置にある上代公民館すぐそばの農地で ございます。詳細な場所については、3 ページをご覧ください。農地改良等を必要とする理由につきましては、周辺より一段と低くなっているため農地を嵩上げし、

作物の栽培を容易にするための改良であります。工事時間は令和5年8月21日から令和5年9月20日まで行います。施工につきましては、〇〇〇です。工事の概要につきまして説明致します。45cmほど盛り土をし、嵩上げします。断面図を添付しておりますのでご覧ください。土砂搬入経路は3ページをご覧ください。工事完了後には、一般野菜を作付けする計画であります。資料7ページにありますように8月17日、地元農業委員である〇〇〇と〇〇〇、〇〇〇、事務局手塚で現地確認を行いました。その他、資料5ページのとおり施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。以上報告といたします。

2番の申請地は飯豊町役場から南西へ約6.3キロの位置にある農地でございます。詳細な場所については、位置図・案内図をご覧ください。農地改良等を必要とする理由につきましては、農地が周辺と比べ一段と低くなっているため、嵩上げし作物を栽培しやすくするための改良であります。工事時間は令和5年8月21日から令和5年11月30日まで行います。施工につきましては、〇〇〇です。工事の概要は1.4mほど盛り土をし、表土部分は原状土を再利用します。断面図を添付しておりますのでご覧ください。工事完了後は、そばを作付けする計画であります。その他、施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。8月1日、地元農業委員である〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、事務局で現地確認を行いました。以上2件報告といたします。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第4報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字酒町西 3345 はじめ 35 筆	
	地目地積	田 32 筆畑 3 筆で 15,605 m ²	

議長 事務局の説明が終わりました。報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第5報告第5号「農地法第4条の規定による許可申請取り下げについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

手塚補佐 それでは農地法第4条の規定による許可申請取り下げについて説明致します

1番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
----	-----	-----	-----

申請地	萩生字二反田 1124-10
地目地積	田 1 筆で 999 m ²

今回の取り下げにつきましては、先月の総会で承認を頂きましたが、申請者の代理人の方から内容の変更がありまして、転用事業が〇〇〇、お1人でなく、息子さんとの共同の農地法第5条第1項の規定による許可申請に変更するための取り下げでございます。以上報告致します。

議長 事務局の報告が終わりました。報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第6議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借が2件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字観音前 1776 はじめ 27 筆	
	地目地積	田 24 筆畑 3 筆で 27,789 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字屋敷前 240-2 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 9 筆畑 1 筆で 6,902 m ²	

以上2件につきまして、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係でして、再契約ですので、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 2 番の案件について、私の方から説明致します。〇〇〇、〇〇〇は親子関係であります。今まで何ら問題なく耕作されております。今後も問題ないと思われまので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い申し上げます。それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字二反田 1124-10	
	地目地積	田 1 筆で 999 m ²	

転用事由につきましては、住宅の建設です。工事着手は、許可後で令和6年5月31日に完了予定です。先月の総会時に詳細は説明させて頂きましたので、変更点のみ説明致します。土地利用計画図と建物平面図、被害防除計画は変更ございません。補足説明を行います。事業費は〇〇〇万円となっております。資金計画につきましては、〇〇〇さんの自己資金〇〇〇万円、〇〇〇さんが〇〇〇万円借り入れする予定です。取水・排水計画については、変更ありません。以上の内容について、〇〇〇と現地確認を行っております。農地転用の基準での一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は、原則許可できないとされておりますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては許可できるとされております。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に質問、意見等ありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第8議案第8号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転が1件、新規賃貸借が2件、再設定賃貸借で2件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
---	-----	-----	-----

	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3792	
	地目地積	畑 1 筆で 294 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4277	
	地目地積	田 1 筆で 2,951 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字千陀羅 2472-1	
	地目地積	田 1 筆で 835 m ²	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3859 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,148 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字山之神前 2622-4 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,009 m ²	

以上、5 件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件につきまして、8 月 21 日に現地並び、本人に確認に行ってきました。所有権移転する〇〇〇は高齢ですので、推進委員の〇〇〇から確認しまして、土地改良をしまして、道路の換地みたいところが畑になったんですが、それが隣りにあるということで、〇〇〇の方から、そこに土地があっても何も使わなく、譲りたいということでした。そこで、〇〇〇が、そういうことなら利用したいということでした。ただ、草が伸びていて、どこが現地なのか確認できませんでしたので、再度確認したいと思います。審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 2 番の案件ですが、〇〇〇は前農業委員で、稲作と転作作物で積極的に取り組んでいます。何ら問題ないと思われます。農地であります、〇〇〇は萩生地区から新潟の方に引っ越して、以前は大豆を栽培した土地であります、今は栽培しておらず、耕作放棄地の懸念されていた土地で、〇〇〇から〇〇〇の方に、隣接してソバを栽培しているということで、今回、〇〇〇さんの方に利用権設定で話があったということでした。よろしくご審議お願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 5 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇ですが、今回は更新ということで、今まで両者の間に、トラブルがなかったと〇〇〇から伺っております。現地についても、草刈り等が行われておりますので、ご審議の方お願い申し上げます。

議 長 他にございません。〇〇〇

〇〇〇 4 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇の契約ですが、再設定ということで、8 月 21 日に確認して参りました。何も問題なく、関係も良好ということで、何も問題ないと思われます。ご審議のほどお願い申し上げます

事務局 3 番の案件ですが、借受者の〇〇〇は認定農業者になっておりまして、地元の椿の他に、手ノ子でもかなり多くを借り受けておりまして、管理しておりますので、問題ないと思われますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 質疑にはいります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 2 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
(午前 1 0 時 2 0 分閉会宣した。)
以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 2 5 日

議 長 _____

署名委員（3番） _____

署名委員（4番） _____